



「設備貸与事業」で
 県内企業の
 設備投資を
 応援します。

あきた企業
 活性化センターは



設備貸与事業は、中小企業者の皆様が導入を希望される設備を当センターが割賦販売もしくはリースする公的制度です。



公益財団法人
 あきた企業活性化センター

1

事業の概要

設備貸与事業は、中小企業者の皆様が導入を希望される機械設備を当センターが設備販売業者から購入し、割賦販売またはリースする公的制度です。
貸与料率は、申請企業者様の財務内容等に応じた設定となりますが、貸与審査については、設備投資効果や事業計画等を重視し、総合的に判断いたします。



2

事業の対象者

秋田県内に事業所、工場等を有する中小企業者、創業者、中小企業団体(※1)

※1 製造業、商業またはサービス業に属する事業を営む中小企業者が組織する団体

<対象外>

農林水産業や金融・保険業などの業種、非営利法人、公序良俗等の観点から対象とすることが不適当であると認められるもの、税金(事業税)を滞納しているもの など

3

対象設備

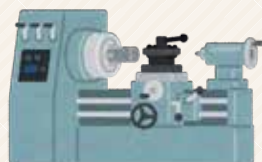
秋田県内に設置される設備であって、新品のもの

【対象設備の例】

- 工作機械、成形機、ソフトウェア
(マシニングセンタ、NC旋盤、NCフライス盤、レーザー加工機、三次元測定機、CAD/CAM など)
- 食品加工機械、包装機、充填機、印刷機械、縫製機械
- 業務用車両、建設機械(トラック、フォークリフト、油圧ショベル など)

<対象外>

土地、建物、建物と一体となる設備、リース・レンタルに用いる設備、中古設備、専ら乗用の用に供する車両 など



工作機械



成形機



三次元測定機



CAD・PC(ソフトウェア)



建設機械



業務用車両

4 割賦契約・リース契約の概要

	割賦契約	リース契約
貸与限度額	100万円～1億円(消費税込)	
返済(リース)期間	7年以内 (設備の合計額により、最長10年まで延長できる場合あり)	3～7年以内 (設備の法定耐用年数に応じて設定)
返済方法	約束手形による半年毎の償還 6ヵ月据置後元金均等半年賦払	口座振替による毎月払い
保証金	設備の合計額の10% (合計額が2,500万円を超える場合は、250万円に2,500万円を超える額の5%を加えた額)	なし
連帯保証人	原則代表者1名(貸付期間終了時80歳を超えない方) ※財務内容、貸与物件の態様により、第三者保証人の追加または担保の提供をお願いすることがあります	
損害保険	企業側が付保する	センターが付保する
固定資産税	企業側が申告及び税負担をする	センターが申告及び税負担をする
返済終了後	所有権は企業側に移転する	設備は当センターに返還となる ※契約更新を希望する場合は、更新期間1年間で再リース可能

5 貸与料率

割賦損料率

1.0%～3.0% / 年

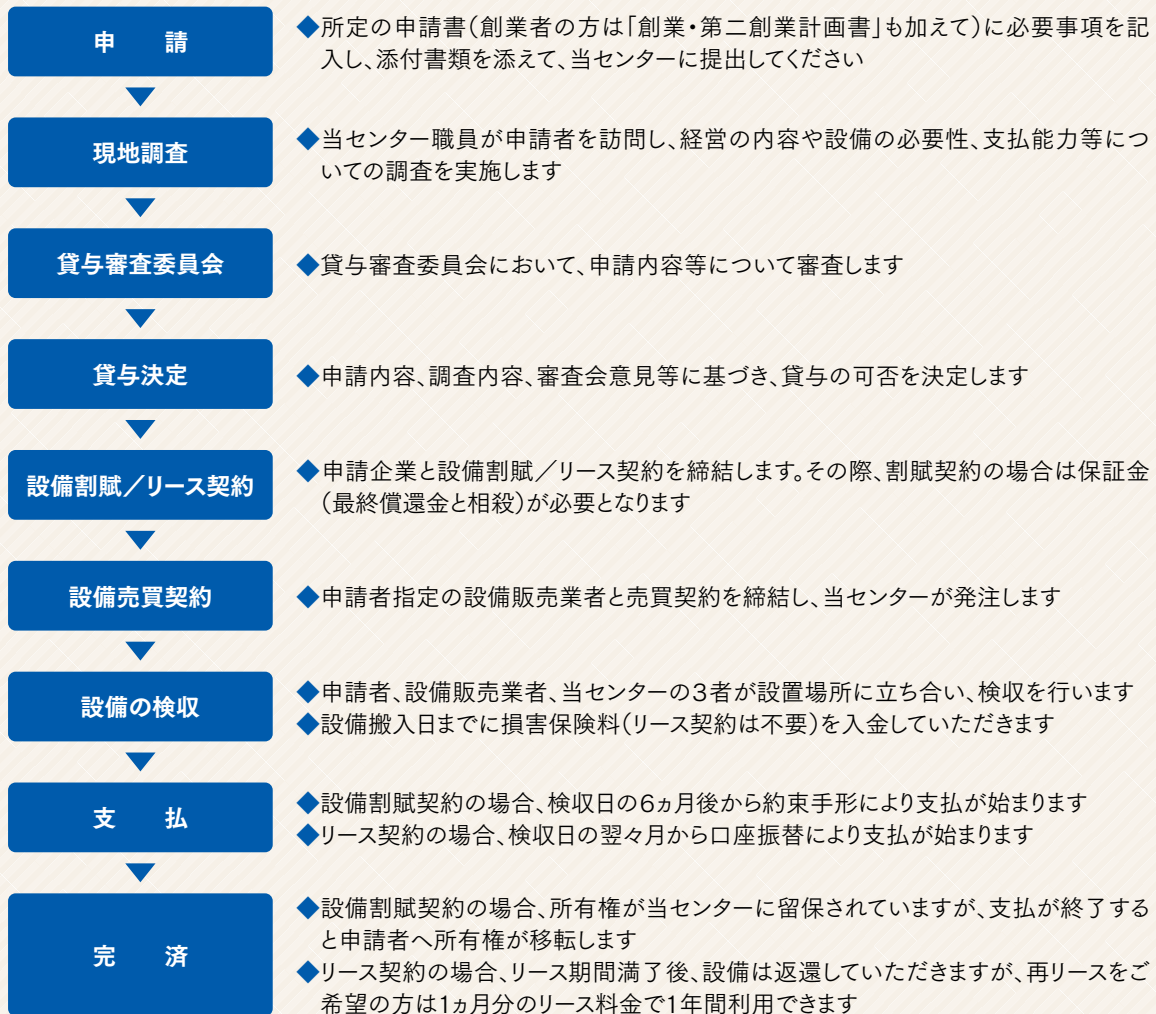
リース料率
(期間7年の場合)

1.318%～1.415% / 月

※設備金額×月額リース料率(%)=月々のお支払い額(100円未満切り捨て)

※小規模企業者または創業者、特別利率の対象要件(経営革新計画に基づく設備投資や輸送機関連部品を製造するための設備投資など)を満たす方については、上記よりさらに料率を引き下げます。

6 申請してからの流れ



ご申請にあたって

- ◆ 事前相談 設備貸与制度の概要が聞きたい、返済シミュレーションが知りたいなどのご要望がありましたら、お気軽にご相談ください。
- ◆ 申請書 ご申請には、所定の申請書が必要となります。ホームページからもダウンロードできますので、ぜひご利用ください。
- ◆ 許可 建設業、飲食業、産業廃棄物処理業など、事業を行うにあたって、許認可が必要な業種では、許認可を得ていることを証明する書類の添付が必要となります。
- ◆ 事前設置の禁止 設備割賦契約/リース契約の締結前に設備の設置を行った場合は、この事業の対象とはなりませんので、ご注意ください。



公益財団法人
あきた企業活性化センター

経営支援部/設備・研究推進課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県庁第二庁舎2階

ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください
☎018-860-5702
☎018-860-5612

右記の二次元バーコードより
オフィシャルホームページ
をご覧ください

